

## 3 | 教科又は教職に関する科目

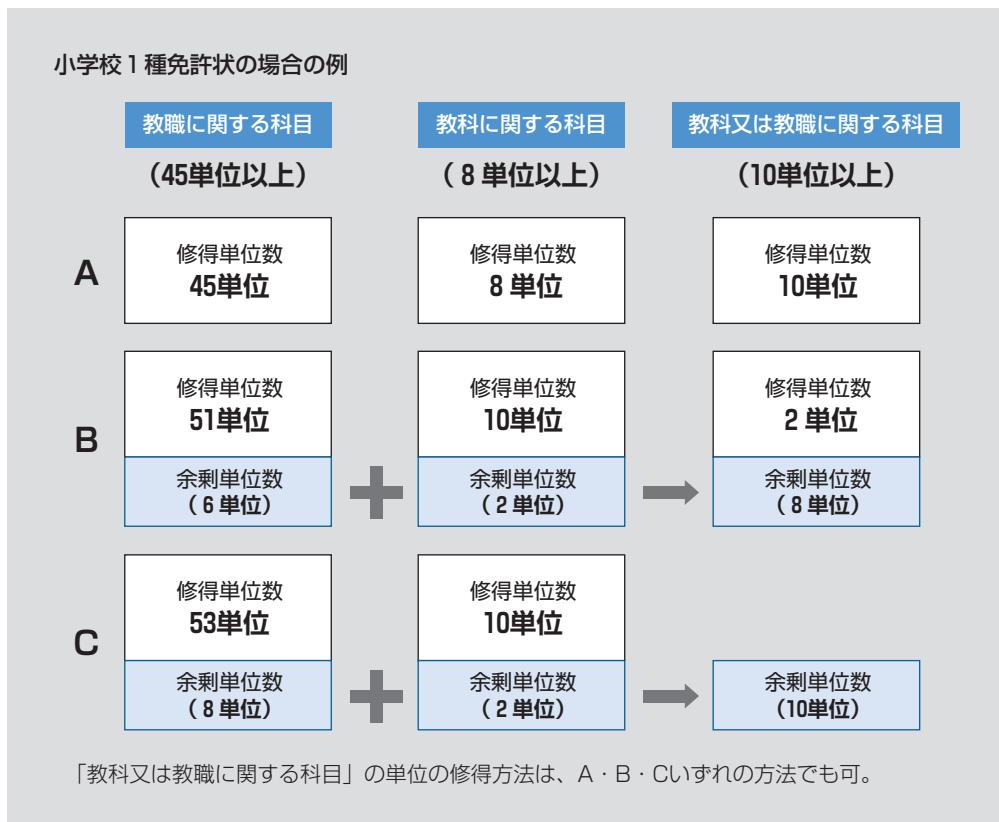
### ■ 履修上の留意事項

- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種=10単位、小1種=10単位、小2種=2単位、中1種=8単位、高1種=16単位以上修得してください。

例えば次のとおりになります。

小1種免の場合		
	最低修得単位	修得単位
教職に関する科目	= 45単位	51単位 = 6単位余剰
教科に関する科目	= 8単位	10単位 = 2単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10単位	2単位 ← (余剰分の8単位を充てることができます)

\* ただし各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充てることはできません。



## 4 | 免許法施行規則第66条の6に定める科目

### ■ 履修上の留意事項

- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を合計8単位以上修得すること。

\* 余剰単位があったとしても、「教科又は教職に関する科目」等に充てることはできません。